

高校授業料の減免及び奨学金制度の拡充を求める意見書

親の経済的な事情により授業料や通学費が支払えず、高校を卒業できない、あるいは入学できない若者の増加が大きな社会問題になっている。

こうした事態は、ここ10年、経済的格差が広がり増加してきたが、昨年来の経済危機による収入減や「派遣切り」などで一気に深刻化していて、全国の私立高校での授業料滞納者は、平成20年3月末から12月末の9ヶ月間で3倍、約2万5千人にもなっている。

しかし、日本国憲法は第26条で「ひとしく教育を受ける権利」を保障し、教育基本法は第4条で「経済的地位」によって「教育上差別されない」としている。また、高校への進学率は97%を超えており、卒業は就職にとって事実上不可欠な条件になっていることから、未来に豊かな可能性を持った若者が、経済的な事情で退学せざるを得なくなることはあってはならず、政府も国会で「何としても避けなければならない」「最大限努力する」(河村官房長官)と答弁している。

よって、国会及び政府においては、以下の緊急対策を講じることを強く要望する。

記

- 1 公立・私立高校授業料の減免制度を十分拡充できるように国の予算を引き上げること。
- 2 国と都道府県で、高校生救済のための無保証人、無利子の貸し付けを行うこと。
- 3 高校通学費補助制度の創設、外国籍の生徒への支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年(2009年)6月4日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣

(提出者) 民主党・市民連合、日本共産党、市民ネットワーク北海道
及び改革維新の会所属議員全員